

歯科・口腔外科外来の医療安全・感染予防対策について



当院では患者さまに安心して歯科・口腔外科を受診していただくために、緊急時の安全対策、清潔な環境や院内感染防止対策等について国の定める基準を満たした診療環境を整備しています。

そして、以下の基準を満たすことを近畿厚生局に届け出て、歯科外来診療医療安全対策加算2（初診…13点 再診…3点）と歯科外来診療感染対策加算3（初診…13点 再診…3点）を算定することが受理されています。そのため、初診料および再診料に所定の保険点数が加算されています。

歯科外来診療医療安全対策加算2と歯科外来診療感染対策加算3を算定する基準

- ① 歯科・口腔外科の外来部門に医療安全管理者・院内感染管理者が配置されていること
- ② 医療事故・インシデント等を報告・分析し、その改善策を実施する体制がとられていること
- ③ 医療安全・院内感染防止に関する職員研修を実施していること
- ④ 緊急時の対応・連絡体制がとられていること
- ⑤ 偶発症に対する緊急時の対応、医療事故、院内感染防止等に係る研修を修了した常勤の歯科医師が配置されていること
- ⑥ 安心して安全な歯科・口腔外科医療環境を提供するに際し、十分な装置・器具を有していること
 - ・ AED（自動体外式除細動器）
 - ・ パルスオキシメーター（経皮的酸素飽和度測定器）
 - ・ 医療用酸素
 - ・ 血圧計
 - ・ 救急蘇生セット
 - ・ 歯科用吸引装置
 - ・ その他の救命機器等

今後とも、診療中におきる緊急事態に円滑に対応するとともに、院内感染防止に努めてまいります。

令和6年6月
歯科・口腔外科部長